



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月1日（金） 第10155号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○土壌汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（同）	2
○皆伐面積の限度（森林保全課）	2
<b>公 告</b>	
○開発工事の完了（建築課）	4
<b>収用委員会公告</b>	
○収用の裁決手続の開始決定	4
○同	5
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（小児医療センター）	6

**■ 告 示**

◎群馬県告示第298号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年12月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 藤岡市東平井字時沢1467番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第299号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第298号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和5年12月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 藤岡市東平井字時沢1467番の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第300号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項に規定する知事が許可すべき皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和5年12月1日

群馬県知事 山本 一 太

皆伐面積の限度を定める区域	保安林の種類	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
神流川	水源かん養保安林	525.20
	土砂流出防備保安林	279.88
	保健保安林	30.52
藤岡市	干害防備保安林	18.88
鏑川	水源かん養保安林	369.09
	土砂流出防備保安林	402.80

	保健保安林	4.50
富岡市	干害防備保安林	1.76
下仁田町	干害防備保安林	6.08
碓氷川	水源かん養保安林	222.20
	土砂流出防備保安林	217.12
	保健保安林	0.98
安中市	干害防備保安林	3.66
烏川	水源かん養保安林	395.22
	土砂流出防備保安林	230.66
	保健保安林	128.71
高崎市	干害防備保安林	18.22
渋川市	干害防備保安林	3.58
吾妻川	水源かん養保安林	773.12
	土砂流出防備保安林	341.44
	保健保安林	20.26
中之条町	干害防備保安林	1.22
東吾妻町	干害防備保安林	6.43
長野原町	防風保安林	0.90
嬭恋村	防風保安林	1.00
利根川上流	水源かん養保安林	749.38
	土砂流出防備保安林	56.53
	保健保安林	12.58
沼田市	干害防備保安林	1.16
川場村	干害防備保安林	3.04
みなかみ町	干害防備保安林	5.04
片品川	水源かん養保安林	1188.16
	土砂流出防備保安林	159.74
	保健保安林	17.96
赤城西南部	水源かん養保安林	135.89
	土砂流出防備保安林	99.34
	保健保安林	20.20
前橋市	防風保安林	3.61
	干害防備保安林	49.56

渡良瀬川西部	水源かん養保安林	550.99
	土砂流出防備保安林	305.18
	保健保安林	112.26
太田市	干害防備保安林	3.44
桐生市	防風保安林	0.40
	干害防備保安林	9.26
みどり市	干害防備保安林	0.48

※ 数値は、国有林及び民有林の合計値

**■ 公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年12月1日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字岩田字本合浦2060-1、2060-6	栃木県佐野市田島町80番地1 ネオ・プレミアムB棟201 菅原綾記、菅原真優
2	邑楽郡邑楽町大字篠塚字水立1130-2、1135-21、1136	邑楽郡邑楽町大字篠塚1136番地 岩瀬節子
3	甘楽郡甘楽町大字福島字小幡新町1717-3、1717-4、1717-5、1717-6、1717-7	甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 甘楽町長 茂原荘一

**■ 収用委員会公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和5年12月1日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 起業者の名称 前橋市
- 2 事業の種類 前橋都市計画工業団地造成事業 駒寄スマートIC産業団地造成事業
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県前橋市池端町

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	

271番	畑	畑	1,680	1,681.00	1,681.00
------	---	---	-------	----------	----------

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図（図面省略）のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
三俣 敏一	群馬県前橋市池端町75番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年11月17日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和5年12月1日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 前橋市
- 2 事業の種類 前橋都市計画工業団地造成事業 駒寄スマートIC産業団地造成事業
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県前橋市池端町

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
不明又は257番1	田	田	1,045	1,048.50	1,048.50
不明又は308番1	畑	畑	1,430	1,441.30	1,441.30
不明又は313番1	畑	畑	2,433	2,456.74	2,456.74
不明又は345番1	田	田	473	473.04	473.04
不明又は347番1	田	田	1,636	1,644.36	1,644.36
不明又は370番	畑	畑	1,109	1,109.75	1,109.75
不明又は379番1	畑	畑	635	642.59	642.59
不明又は394番	畑	畑	976	979.36	979.36

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図（図面省略）のとおりである。

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登坂 悦治	群馬県前橋市池端町117番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年11月17日

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年12月1日

群馬県立小児医療センター院長 浜島 昭人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 汎用超音波画像診断装置 一式（メーカー保証期間を除く3年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年10月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店前橋支店 群馬県前橋市荒牧町二丁目39番地7
- 5 落札金額 34,826,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年9月15日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111